

虐待防止のための指針

社会福祉法人にいざ

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって、障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、社会福祉法人にいざ（以下「法人にいざ」という。）の各施設において、障がい者への虐待を防止し、障がい者の権利利益の擁護に資するため、虐待防止を徹底するための指針を定めます。

1 虐待防止に関する基本的な考え方

障がい者の権利利益の擁護に資するため、社会福祉法人にいざの各施設の施設利用者及び業務に関係する全ての障がい者等（以下「利用者等」という。）への虐待の発生を防止するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、障がい者福祉を担う団体として、よりよい障がい者支援を追求し、地域から信頼される福祉団体を目指します。

この指針の防止対象とする虐待は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項に規定する次に掲げる行為です。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、施設を利用する他の障がい者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

利用者等への虐待防止に組織的に対応するため、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止責任者を配置します。

(1) 虐待防止委員会の設置

利用者等の人権を擁護し、施設内の虐待防止を図るため、虐待防止委員会

を設置し、年1回以上開催します。

ア 虐待防止委員会の役割

① 虐待防止のための計画づくり

虐待を許さないための倫理規程や行動指針等の整備、虐待防止の研修、虐待が起こりやすい職場環境の点検及び改善、ストレス要因となる労働条件の確認及び見直し、虐待に係る報告書類の様式整備及びチェックリストの作成等の実施計画を策定すること。

② 虐待防止のチェック及びモニタリング

①による現状と実施計画に基づき、課題解決に向けて、法人にいざ全体で取り組むもの、各施設で取り組むもの、職員個人で取り組むものに分類し、対応策を検討し、虐待防止責任者を中心として具体的に取り組むこと。また、併せて法人にいざの経営計画や研修計画等に反映すること。

③ 虐待や虐待の疑いのある事案発生後の検証及び再発防止策の検討

虐待や虐待の疑いのある事案が生じた場合、事実確認を踏まえ、事案の発生要因等を検証するとともに、再発防止策を検討し、実行に移していくこと。

イ 虐待防止委員会の構成員

虐待防止委員会は、次の職にある者により構成する。なお、事案の内容により、必要があるときは、第三者委員又は囑託医に委員会出席を求め、意見を徴するものとします。

理事長（委員長）、事務長、施設長、相談支援室長、サービス管理責任者

(2) 虐待防止責任者の配置

虐待防止委員会を組織的に機能させるため、法人にいざの本部及び各施設に虐待防止のリーダーになる虐待防止責任者を配置します。虐待防止責任者に事務長、施設長又はサービス管理責任者を置く施設にあつては当該サービス管理責任者を充てます。

虐待防止責任者は、各施設間及び虐待防止責任者間において虐待に関する認識を統一するよう努めるとともに、施設における虐待が起こりやすい職場環境の点検及び改善並びに所管する職員の虐待防止に関する意識醸成に努めるものとします。なお、本部に配置された虐待防止責任者は、各施設内の虐待防止環境等が適切に運用されているか、施設の巡回やチェックリスト等により状況を把握・評価するものとします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要であるという障害者虐待防止法の制定趣旨を踏まえ、虐待防止のための職員研修を次のとおり実施します。

ア 全職員を対象に虐待防止や人権意識を高めるための研修を年1回実施します。

イ 職員を採用したときに実施する採用時研修において、虐待防止のための基本的研修を行います。

ウ 行政や埼玉県社会福祉協議会が実施する次の虐待防止に係る研修に職員を派遣します。

① 障害者虐待防止法の理解と対応に関する研修

② 障がい特性を理解し適切に支援ができる知識と技術を獲得するための研修

③ 職員のメンタルヘルスに関する研修

エ 派遣研修を受講した職員は、この研修において得られた知見を職員に広めるため、所属施設職員を対象に拡大研修を行うものとします。

(2) 虐待防止のための職員研修を実施したときは、その内容を記録し、保存します。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

施設内で発生した虐待の報告方法は、次の手順により行います。

(1) 職員は、自ら又は施設利用者等からの情報提供により、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したときは、各施設の虐待防止責任者に直ちに報告する。

(2) 報告を受けた虐待防止責任者は、虐待案件について事実確認をし、虐待の疑いがある場合は、速やかに市の障がい者虐待防止センターに通報するとともに、施設長及び虐待防止委員会委員長に報告する。

(3) 職員は、前号の規定により報告した虐待案件が、虐待の疑いがあるにもかかわらず、障がい者虐待防止センターに通報されないときは、虐待防止責任者に代わって通報する。この場合において、職員が通報したことによる如何なる不利益も生じないよう留意する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待案件の発見報告を受けたときは、次により対応します。

(1) 虐待を受けたと思われる利用者の安全確保を最優先に図る。

(2) 行政が実施する事実確認調査に誠実に協力するとともに、虐待案件の内容

を調査し事実確認に努める。

- (3) 虐待案件の内容を調査確認し、事実関係を明らかにするとともに、当該虐待案件のほかに類似の虐待や不適切対応の発生の有無について調査確認をする。
- (4) 事実確認を行った後、虐待を受けた障がい者やその家族に対し、明らかになった事実を報告し、誠実な対応を図る。
- (5) 虐待防止委員会において、虐待や虐待の疑いのある事案の発生要因等を検証するとともに、再発防止策を検討し、徹底した再発防止を実施する。
- (6) 虐待に関係した職員や施設長等の責任を明らかにするとともに、責任に応じた処分について検討する。
- (7) 虐待が発生したときは、虐待を受けた障がい者やその家族への報告後、顛末について、法人にいざのホームページに掲載し、公表するものとする。

6 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各施設に常置するとともに、法人にいざのホームページに掲載し、利用者や職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7 その他虐待防止の適正化のために必要な基本方針

本指針の取組については、法人職員の共通理解の下、推進する必要があるため、本指針の基本方針や虐待防止委員会における検討結果等について全職員に周知徹底を図ります。

附 則

この指針は、令和4年10月1日から実施します。